

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「4」の合計)	1	人	対 象 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 ((7)-(9)-(13)-(21))と(16)のうち少ない数	17	人
基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「5」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	2		個 別 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「26」の合計)	18	
			対 象 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 ((17)と(18)のうち少ない数)	19	
基 準 雇 用 者 割 合 $\frac{(2)}{(1)}$	3				
給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「39」の合計)	4	円	個 別 非 特 定 新 規 雇 用 者 超 過 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「27」の合計)	20	
比 較 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「47」の合計)	5		対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 超 過 数 ((7)-(9)-(13))と(20)のうち少ない数	21	
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「11」の合計) - (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	6	人	(3) ≥ 8%若しくは(3) ≥ 10%又は(1) = 0の場合 60万円 × (9) + 50万円 × ((13) + (17))	22	円
			調 整 後 の 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (2)と(6)のうち少ない数	7	
個 別 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「16」の合計)	8		5 % ≤ (3) < 8 % の 場 合 30万円 × ((9) + (11)) + 20万円 × ((13) + (17) + (15) + (19)) × 1.5	23	
特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数 (7)と(8)のうち少ない数	9		(3) < 5% 又は (3) < 10% の 場 合 30万円 × (9) + 20万円 × ((13) + (17))	24	
個 別 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「18」の合計)	10		税 額 控 除 限 度 額 (22)、(23)又は(24) ((4) < (5)の場合は0)	25	
対 象 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 (9)と(10)のうち少ない数	11		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	26	
個 別 対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「23」の合計)	12		当 期 税 額 基 準 額 $(26) \times \frac{20}{100}$	27	
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 ((7)-(9))と(12)のうち少ない数	13		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((25)と((27)-(別表六の二(十七)「16」))のうち少 ない金額)	28	
個 別 移 転 型 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「24」の合計)	14		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	29	
対 象 移 転 型 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 (13)と(14)のうち少ない数	15		当 期 税 額 控 除 額 (28)-(29)	30	
個 別 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「25」の合計)	16				
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「32」の合計)	31	内 人	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((32)と(33)のうち少ない金額)	34	円
地方事業所特別税額控除限度額 30万円 × ((31) - (31の内書)) + 20万円 × (31の内書) + (各連結法人の別表六の二(十八)付表二「12」の合計)	32	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	35	
差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (27) - (別表六の二(十七)「16」) - (28)	33		当 期 税 額 控 除 額 (34) - (35)	36	
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (30) + (36)				37	